

(別添1)

三鷹市公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

(下線は改正部分)

改正後	改正前
<p>○三鷹市公立学校の管理運営に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和37年3月9日 教委規則第4号</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、三鷹市公立学校の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 校長及び職員は、この規則及び他の法令等の定めるところに従い、適正にして円滑な学校の管理運営に努めなければならない。</p> <p><u>(児童又は生徒の意見の尊重)</u></p> <p><u>第2条の2 校長及び職員は、その学校の管理運営に当たり、児童又は生徒の意見を十分尊重するため、児童又は生徒の意見を聞く機会を積極的に設けなければならない。</u></p> <p>第3条～第34条 (略)</p>	<p>○三鷹市公立学校の管理運営に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和37年3月9日 教委規則第4号</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、三鷹市公立学校の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 校長及び職員は、この規則及び他の法令等の定めるところに従い、適正にして円滑な学校の管理運営に努めなければならない。</p> <p>第3条～第34条 (略)</p>

付 則 (略)

附 則 (令和3年7月8日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第29条関係) (略)

付 則 (略)

別表 (第29条関係) (略)